

第 32 回まちづくり市民会議（H27. 12. 17）における各部会の議論概要

第 1 部会・第 4 部会

【最高規範性】

- ・ 条例に上下は無い、 「最高規範性」 を明記する必要は無い。「最高規範」 の意味するものは重く、 法令に抵触することとなる。
- ・ 「基本となる条例」「基になる条例」として記載すべきである。
- ・ まちづくり市民会議の中でも意見が賛否分かれてきたところであり、 市民会議全体の案として取りまとめるのであれば、 そうした表現は避け、 皆の理解が得られる他の表現とすべきではないか。

【市民の定義】

- ・ 市民（本市に住民登録がある者）と市民等（前記市民を含め、本市に通勤・通学する者、事業者）に区分して規定する。

【都市内分権】

- ・ 区長会等自治会が確立している会津若松市において、 必要性を感じない。

【住民投票】

- ・ 外国人参政権の問題もあり、 条例に盛り込むべきでは無いと考える。
- ・ すでに法令で「住民投票」の権利が守られており、 条例に定める必要は無い。

【その他】

- ・ そもそも「自治基本条例」を制定する必要があるか疑問である。しかしながら、 一方では、 首長によって方向性が変わることが無いように「条例」でまちづくりの基本を定めることは必要であると考えます。
- ・ 一度「条例」を定めると、 改正は非常に難しい。しっかりと議論をしたうえで制定すべきである。
- ・ 「総合計画」や「行政評価」などを、 まちづくりの基本として「条例」により位置付ける必要がある。そのためには、「自治基本条例」を制定し、 位置付けを図る必要がある。
- ・ 「自治基本条例」を定めるならば、 もっと条文を項目別に細分化して定める必要がある。
- ・ 自治の基本となる部分のみを条文化すればよいと考える。シンプルにつくっていくことが大切である。

第2部会

【草案第3章まちづくりの主体の権利・責任について】

○市民の権利、役割、責任について

- ・「青少年」の範囲が現状では曖昧になっており、明確にする必要がある。
- ・「事業者」の捉え方を明確にする必要がある。また、「従業員」という表現は適当ではないので削除する。
- ・市民が参加、参画する対象として「市政」という表現は仰々しいので、「行事」としてはどうか。
- ・子どもの役割を明確にし参画を奨励し、「人づくり」を意識したものにしたい。
⇒・まちづくりに子どもが主体的に参画できることを条例により保障する。
 - ・まちづくりに子どもの意見が反映できる仕組みを規定する。

【市民の定義】

- ・「多様性」を認める社会づくりの観点を条例に取り入れたい。
- ・従前通り広義に捉え、住民登録のある者に加え、市内通勤者を含めるようにしたいが、「市民等」の表現による場合分けが必要とも考える。

第3部会

【最高規範性】

- ・文言そのものは使わない。住民自治を進めるための「拠り所」となる条例である旨とする。

【市民の定義】

- ・一緒にまちづくりをしていく主体として「市内に住んでいる者」の他、誤解のないよう整理した上で「市内で働いている者」や「外国人」を入れたい。

【都市内分権】

- ・具体的なイメージが市民会議として持っていない。(合併時であればイメージできたかもしれないが)
- ・行政から押し付けられるものではなく、地域からの声をもとに構築していく仕組みではないか。
- ・現時点では、具現化できる状況にないのでは。
- ・まだ必要性に係る認識が高まっていない。方向性を示す程度に留めるか。

【住民投票】

- ・年齢を含めた投票要件等、議論すべき事項が多い。現時点では全てを盛り込める状況になく、方向性を示すだけでいいのでは。

【その他】

- ・自治基本条例は「理念条例」であり、個別事項について細かく規定するものではなく、自治の方向性を示すもの=拠り所。
- ・町内会長のなり手がいない。楽しく自治を進めるためには、自治基本条例のような拠り所が必要ではないか。
- ・最初から完璧なものでなくてもよい。自治意識を条例により高めながら、高まり度合に応じて見直し育てる条例なのでは。

以上